

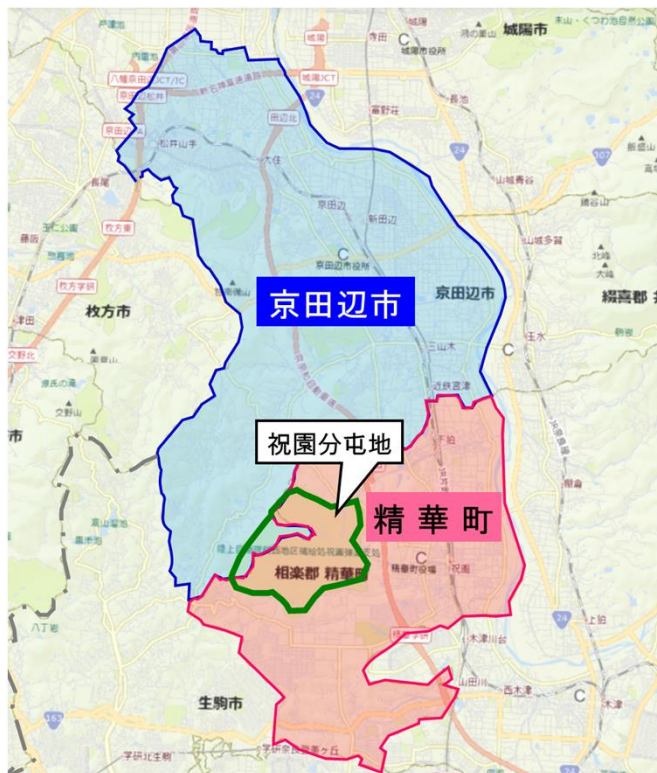
陸上自衛隊祝園分屯地における 火薬庫等整備に係る工事について

近畿中部防衛局
令和7年7月

1. 陸上自衛隊祝園分屯地について
2. 火薬庫等の整備について
3. 火薬庫の安全性について
4. 工事内容等について
5. 工事期間について
6. 資機材等の出入りについて
7. 工事中における対策について
8. 工事に関する問い合わせ先について
9. 質疑応答

1. 陸上自衛隊祝園分屯地について

- 陸上自衛隊祝園分屯地は、京都府南部の精華町及び京田辺市に所在する防衛施設であり、昭和35年に開設され、今年で65年目を迎えます。
- 平成10年の補給処改編以降は、関西補給処の支処として関西補給処祝園弾薬支処が分屯地内に所在し、厳重な管理の下、弾薬類を保管しています。
- 祝園分屯地は、地域の皆様のご協力とご理解を賜り、開設からこれまでの間、事故もなく安定的に運用されているところです。



2. 火薬庫等の整備について①

なぜ、いま火薬庫の整備が必要なのか

- 日本周辺における安全保障環境は戦後、最も厳しい状況にある中、国民の命と平和な暮らし、そして領域を確実に守り抜くために、政府は、令和4年12月、国の安全保障に関する戦略として、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を策定しました。
- その中で、防衛省・自衛隊は、「防衛力整備計画」に基づき、**防衛力の抜本的強化の一つである「持続性・強靱性」を確保するため、弾薬の製造量に見合う火薬庫の確保を進める**こととしており、全国で火薬庫の整備を進めています。

なぜ、祝園分屯地に火薬庫を整備するのか

- 防衛省による調査・検討の結果、陸上自衛隊祝園分屯地は、
 - ① **敷地内で必要な地積が確認**できており、**火薬類取締法に基づく必要な保安距離も十分に確保できる**こと
 - ② 火薬庫の設置に当たり**必要な地盤強度を確保**できること
 - ③ 幹線道路へのアクセスが容易であり陸上輸送に適しているため、**部隊運用上の利便性が良い**ことから、火薬庫を増設する上で適地であり、今後、火薬庫の整備を進めていく予定です。

火薬庫の整備に伴い祝園分屯地は拡張されるのか

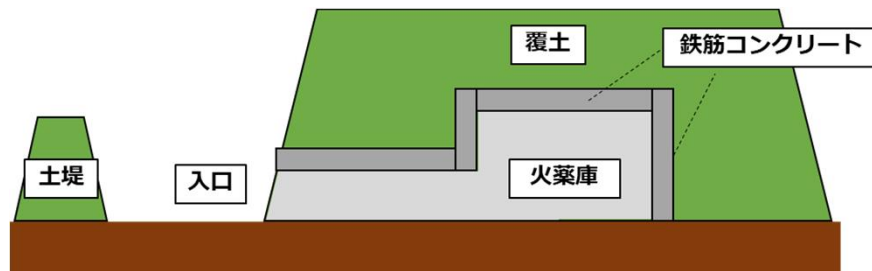
- 今回の火薬庫整備に当たって、**新たに用地を取得した上で、施設を拡張するという考えはありません**。既存の敷地内において、必要な保安距離を確保した上で、安全性には十分に配慮して整備を進めてまいります。

2. 火薬庫等の整備について②

整備される火薬庫はどのようなものか

- 火薬庫の種類は、既に祝園分屯地内にある火薬庫と同様、**地上覆土式となる予定です。**

(参考) 地上覆土式火薬庫の基本構造 (イメージ)



火薬庫にはどのような種類の弾薬をどのくらい保管するのか

- 一般的に火薬庫には、火薬類取締法に基づき保管することが必要な火工品（小銃弾や誘導弾など）が保管されておりますが、**個々の火薬庫に保管する弾薬の種類や量については、その詳細を示すことにより、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、具体的にお示しできないことをご理解ください。**

火薬庫が整備されることにより祝園分屯地がミサイル基地になってしまうのか

- 火薬庫は専ら弾薬を保管するために整備されるため、それ以外の用途では使用されません。
- また、祝園分屯地からミサイルを発射する想定はしておりません。**ミサイルが発射可能なアセット(装備・装置)も祝園分屯地にはなく、配備する計画もありません。**

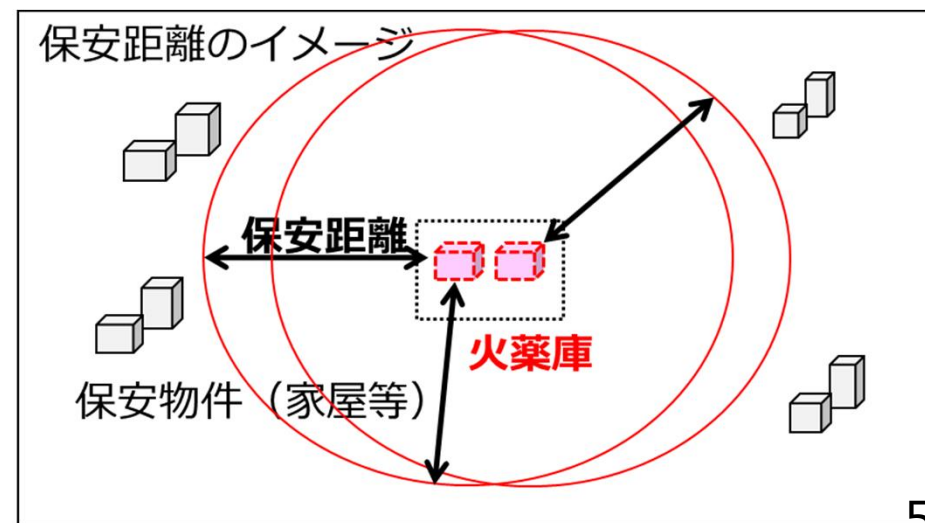
3. 火薬庫の安全性について

火薬庫が地震などの災害や不慮の事故で爆発し、周辺地域に被害が生じるようなことはないか

- 火薬庫の整備においては、耐震基準を定める建築基準法などの関係法令に基づき、**大規模地震（震度6強～7に達する程度）に対しても耐震強度を有する施設を整備**します。
- また、火薬庫に保管される弾薬等については、幾重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期して保管しており、**これまでに自衛隊の火薬庫で爆発事故が起きたことはありません**。
- その上で、火薬庫の設置にあたっては、**火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保**します。
 - ※ 保安距離とは、火薬庫の不慮の爆発による影響から保護をするために火薬庫から保安物件（住宅や病院、学校等）までの間に確保が義務づけられている法定距離であり、防衛省・自衛隊においても、火薬類取締法に基づく保安距離の規定を遵守します。

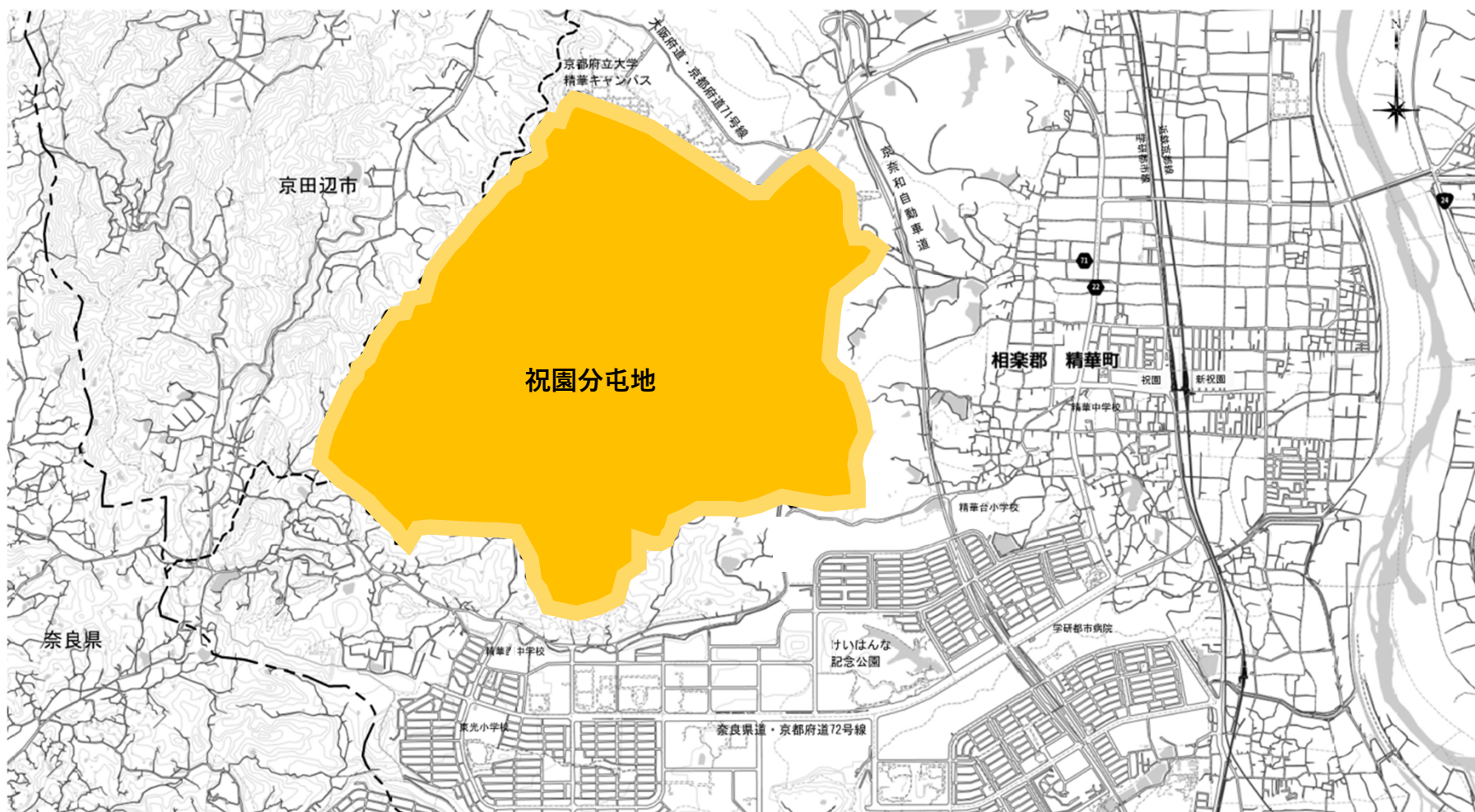
(参考) 火薬庫の保管に係る安全措置の例

- ✓ 火薬類を取り扱う隊員に対し、安全管理に必要な教育を実施
- ✓ 火薬庫の所在する地区として警備カメラを設置するなど必要な警備体制を構築
- ✓ 火薬庫の所在する地区とその周辺を含め火気厳禁
- ✓ 庫内の照明等の設備も火災の着火源となる電気火花等を防ぐものを使用
- ✓ 弾薬を含め、すべての金属は常に静電気を除去されるよう措置
- ✓ 外部も避雷針で保護し火災が発生しにくいように設置・運用



4. 工事内容等について

- 今年度から8棟の火薬庫、倉庫等の新設工事を実施する計画です。
- 火薬庫等の工事に先立ち、まずは分屯地内での敷地造成の工事を行い、造成工事が一定程度進捗したのちに火薬庫や倉庫等の本体工事を実施します（工程は次頁参照）。
- また、火薬庫等の新設に伴い、上下水道などの各種ユーティリティの整備、構内道路の整備なども実施します。



5. 工事期間について

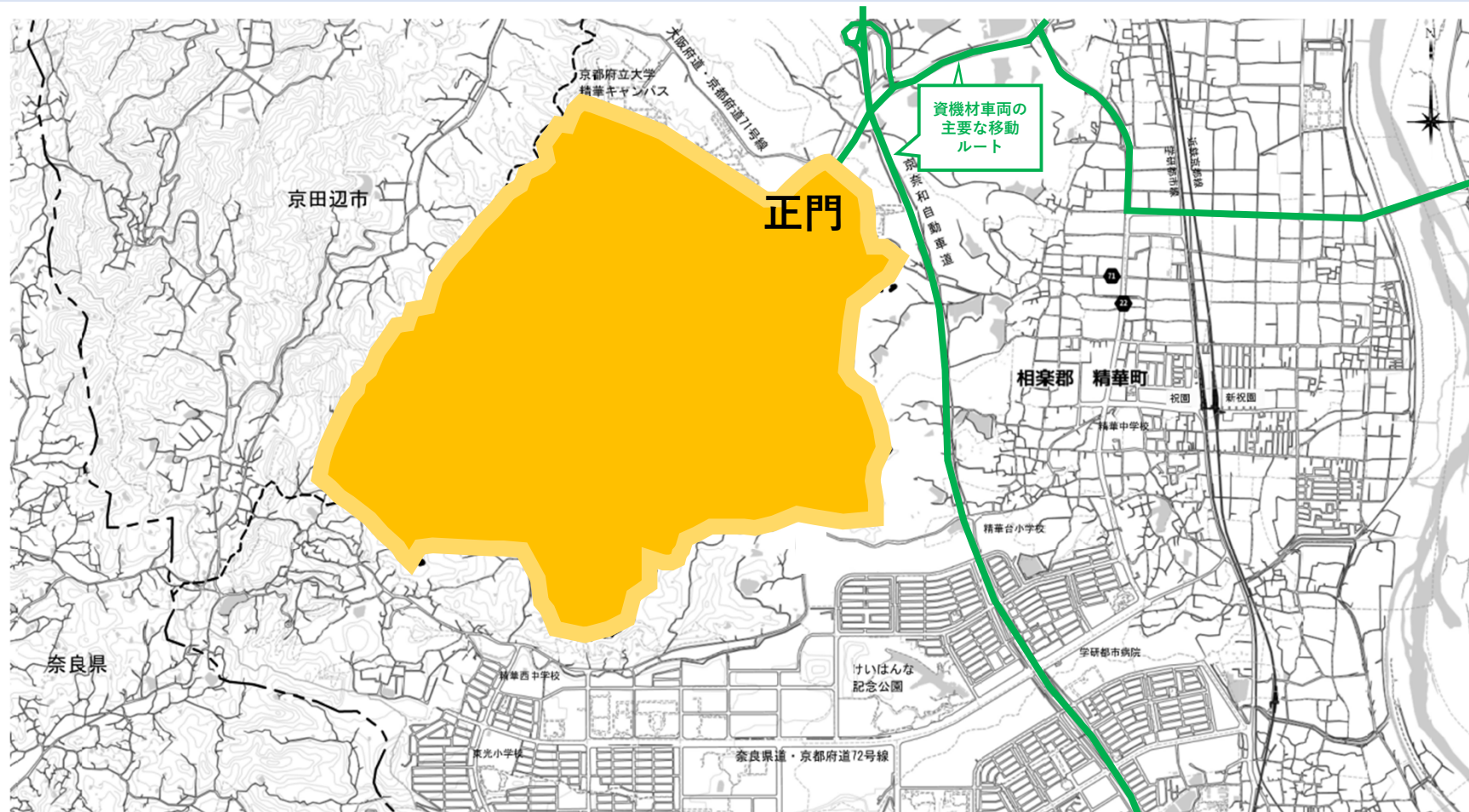
- 作業時間は、AM7：00～PM6：00までを基本とします。
- 夜間作業を行う際には、資器材の搬入は極力日中に実施するほか、周辺地域に騒音・振動などの影響が及ばないように十分配慮します。
- 土日を含めて作業を行う計画ですが、年末年始（12月27日～1月4日）は原則、作業を行わない計画です。

区分	令和7年度				令和8年度				令和9年度							
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四				
造成工事	準備	工事期間（造成）														
	車両ピーク台数 大型 約100台/日															
本体工事					準備	工事期間（火薬庫）										
					準備	工事期間（倉庫等）										
車両ピーク台数 大型 約240台/日																
その他工事	準備	工事期間（ユーティリティ等）														
	車両ピーク台数 大型 約100台/日															

※本表工程については、現時点の予定であり、今後、変更となる可能性があります。

6. 資機材等の出入りについて

- 資機材車両については、分屯地の正門から出入りします。
- 通行量の多い要所には、交通誘導員を配置します。
- 特に朝夕の通勤通学時間帯は、十分注意し安全運転を行うよう徹底します。
- なお、発生土は原則、場外に搬出せず、分屯地内で使用予定です。



7. 工事中における対策について①

- 工事中に発生する粉じん、騒音・振動、排出ガス、濁水に対しては、分屯地周辺の環境への影響を低減するための対策を行うとともに、分屯地外における交通安全や渋滞に対する対策を行います。

粉じん対策

- ・分屯地内において、道路清掃員を配置し、工事用車両の通行で発生する粉じん等による汚れを除去します。
- ・資機材車両の出入りの際は、工事車両はタイヤ洗浄を行い、一般道路を土砂や泥で汚さないように努めます。

騒音・振動 対策

- ・工事で使用する重機は低騒音型、低振動型の重機を使用します。
- ・稼働していない重機及び車両はアイドリングストップを行います。
- ・重機の不要な空ぶかしは行いません。

排出ガス対策

- ・工事で使用する重機は、排出ガス対策型建設機械を使用します。
- ・機械の整備点検を実施するとともに、不必要な高速運転を抑制します。



低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械の使用

7. 工事中における対策について②

排水対策

- ・調整池を設置し、集中豪雨等の際の河川への水流を抑制します。
- ・造成工事の際に生じる濁りについては、濁水処理プラントを設け適切に処理したうえで排水します。

安全対策

- ・交通ルールを厳守します。
- ・安全訓練（月1回）により、交通に関する教育・注意喚起を実施します。
- ・法定速度の遵守を徹底します。
- ・過積載は行いません。
- ・日々の車両点検を実施します。

渋滞対策

- ・重機等は基本的には工事開始時に搬入し、分屯地内に可能な限り留めておくことで重機等の一般道の通行を抑制します。
- ・資機材の運搬について出来る限り分散します。
- ・工事期間中、工事車両の影響により渋滞が発生する場合には、車両の入出台数の分散化などの対策を実施します。



調整池（イメージ）



濁水処理プラント（イメージ）



安全訓練（イメージ）



車両点検（イメージ）

8. 工事に関する問い合わせ先について

